

## 核兵器禁止条約の発効確定に伴う声明

この度、2017年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国・地域が「50」に達したことに伴い、来年1月22日の条約発効が確実となった。

戦後、核兵器による破滅から人類を救うための決め手として、アインシュタインや湯川秀樹など科学者らが中心となり提唱された「世界連邦」の建設を目指す、国内の自治体で組織する当協議会は、その前身である世界連邦平和都市連絡協議会の創設から65年にわたり、核兵器の廃絶を強く訴え、地道ながらも世界の恒久平和の実現に向けた活動を進めてきたところである。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発や実験、生産、保有、使用などを全面的に禁止し、核兵器を非人道的で違法とする初めての国際条約である。本年は、人類が核兵器の脅威を知り未曾有の犠牲を払うこととなった第二次世界大戦の終結から75年の節目にも当たり、当協議会としても、今般の条約発効を歴史的な一歩と捉えており、今後、核兵器廃絶に向けた動きが大きく前進することを期待している。

国会では、2005年には衆議院で、2016年には参議院で、それぞれ世界連邦に関する決議がなされ、また、政府は、1994年以降毎年、国連において核兵器廃絶に向けた決議案を提出し圧倒的多数の賛成を得ているところである。

そうした中で、核兵器禁止条約の採択・発効に繋がった世界的な機運を無駄にせぬよう、唯一の戦争被爆国である日本国が、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担うとともに、「核兵器のない世界」の実現に向け、より積極的かつ先導的な関与を果たすよう希望するところである。

令和2年（2020）年11月4日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山崎善也